

特定非営利活動法人 信親 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人信親という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ノーマライゼーションの理念を基にし、高齢者・障害者に対する生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、高齢者・障害者が、住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して暮らしていけるよう、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。また、グローバルな社会福祉の理念を基に、諸外国の社会福祉事業従事者との交流を通して相互に介護技術の向上をめざし、介護職員の派遣・育成における協力を行い、国際社会福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動法人の活動)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく訪問介護・介護予防訪問介護サービス、
介護予防・日常生活支援総合事業
- (2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (3) 道路運送法に基づく福祉有償運送サービス事業
- (4) 障害福祉サービス事業
- (5) 地域生活支援事業
- (6) 生活介護事業
- (7) 高齢者・障害者とその家族に対する交流・レクリエーション事業

(8) 社会福祉分野における国際交流活動

第3章 (会員)

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかにその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定款)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人または2人
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は正会員の中から総会において選任する。この場合、団体の正会員の代表者が個人として理事に選任されることを妨げない。

- 2 監事は個人正会員の中から総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 4 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ

なければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に決める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務
- (6) 借入金（単年度で償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他あらたな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 解散する場合の残余財産の処分
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することできない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の4分の3以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に対し書面での表決又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を書面により作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

（構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（機能）

第31条 理事会は、この定款の定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (3) 役員の報酬
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 会費、入会金の額
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

（開催）

第32条 理事会は、次の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項及び第3項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は理事長もしくは、理事長が指名する理事がこれにあたる。ただし、第

32条第2号及び第3号の規定により、理事会が開かれた場合は、出席理事の互選によるものとする。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の4分の3以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を、書面または電磁的方法で作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後やむを得ない理由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎年事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所

轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定したこの法人と同様の目的を持つ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

（事務局及び職員）

- 第51条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長および必要な職員をおく。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
 - 3 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が任免する。

- 4 職員の任免は、理事長が行う。
- 5 事務局長ほか職員は理事との重任を妨げない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(付則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長	室屋 淳
副理事長	園田 スミ
理事	村川美枝子
理事	井原正子
監事	村上克彦

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日以降3ヶ月以内に開催される、最初の通常総会開催の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず設立の総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

正会員

個人	①入会金	なし	②年会費	3,000 円
団体	①入会金	なし	②年会費	5,000 円

賛助会員

個人	①入会金	1,000 円	②年会費	1,000 円
団体	①入会金	5,000 円	②年会費	5,000 円

(付則)

この定款は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

(付則)

この定款は、令和 7 年 1 月 10 日から施行する。(第 15 条 (職務) の変更)

(付則)

この定款は、令和 8 年 月 日から施行する。(第 15 条 (職務) の変更)

現行の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人信親

理事長 谷口美和